

総社市告示第16号

総社市障がい者（児）地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年総社市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条号」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加項並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業の内容）  <u>第2条 障がい者（児）地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）</u>                      の内容は、利用者に対する創作的活動又は生産活動の機会の提供等の基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型及び地域活動支援センターⅢ型の類型を設け、それぞれ次の事業を実施する。ただし、類型によっては、実施しないこともできる。                      （1）～（3）略                      （委託）                      第3条 市は、事業を適当と認める市内の法人に委託するものとする。ただし、市長が障がい福祉サービスの援護を行うこととなっている障がい者（児）が市外のⅢ型の利用を希望する場合は、その事業運営を適切に行っている法人に委託することができる。                      （対象者）                      第4条 対象者は、原則として市内に住所を有する障がい者（児）であって、</p>	<p>（事業の内容）                      第2条 <u>事業の内容は</u>、利用者に対する創作的活動又は生産活動の機会の提供等の基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型及び地域活動支援センターⅢ型の類型を設け、それぞれ次の事業を実施する。ただし、類型によっては、実施しないこともできる。                      （1）～（3）略                      （委託）                      第3条 市は、<u>この事業を</u>適当と認める市内の法人に委託するものとする。ただし、市長が障がい福祉サービスの援護を行うこととなっている障がい者（児）が市外の<u>地域活動支援センターⅢ型</u>の利用を希望する場合は、その事業運営を適切に行っている法人に委託することができる。                      （対象者）                      第4条 対象者は、原則として市内に住所を有する障がい者（児）であって、</p>

改正後	改正前
<p>次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、相談支援事業に関しては、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>事業を利用する際における対象者の区分は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者（児）又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表中第1若しくは第3に規定する個別サポート加算（I）に該当する障がい児</u> B</p> <p>(2) <u>前号に該当しない障がい者（児）</u> C</p> <p>（申請及び決定）</p> <p>第5条 II型を利用しようとする者（障がい児にあつては、保護者。以下この条において「申請者」という。）は、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用決定通知書により、当該申請者（以下「事業決定者」という。）に通知するものとする。</u></p> <p>3 市長は、事業決定者の事業の支給量等を決定するものとし、<u>前項の規定による通知を行う際に、併せて通知するものとする。この場合において、当該支給量等は、申請者の意向及び対象者の心身の状況等を勘案の上、決定するものとする。</u></p> <p>4 申請者は、<u>第2項により決定通知を受けたときは、市が事業を委託した施設等へ事業の利用を依頼するものとする。</u></p> <p>5 市長は、<u>第2項の審査において、事業の利用が不相当と認めるときは、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>（費用）</p> <p>第7条 I型及びIII型の事業に要する費用は、無料とする。ただし、運営主</p>	<p>次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、相談支援事業に関しては<u>この限りではない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（申請及び決定）</p> <p>第5条 II型を利用しようとする者（障がい児にあつては、保護者）は、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき、<u>利用の可否を決定し、適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用決定通知書により、不適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用却下通知書により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 申請者は、<u>前項により決定通知を受けたときは、市が事業を委託した施設等へ事業の利用を依頼するものとする。</u></p> <p>（サービスの支給量等の決定）</p> <p>第7条 <u>II型の利用に関する支給量等は、市長が対象者等の意向及び心身の状況等を勘案して決定するものとする。</u></p> <p>（費用）</p> <p>第8条 I型及びIII型の事業に要する経費は、無料とする。ただし、運営主</p>

改正後	改正前
<p>体の法人において、必要最低限の実費負担を徴収することができる。</p> <p>2 II型の事業に要する<u>費用額</u>は、<u>別表に定める額</u>とする。ただし、入浴の提供を行ったときは1日につき400円を、送迎の提供を行ったときは片道につき540円を加算するものとし、食費等の実費負担については、別に徴収することができる<u>ものとする</u>。</p> <p>3 II型を利用する者は、前項に掲げる<u>費用額</u>の1割相当額を負担しなければならない。</p> <p>4 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等、<u>市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、申出のあった日の翌月から当該免除理由が消滅した日の属する月の末日までの利用に伴う負担額に限り、無料とすることができる</u>。</p> <p>5 <u>事業を利用する日の属する年度分</u>（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。）に属するII型を利用する者又は保護者が第3項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申出のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とすることができる</u>。</p> <p>6及び7 略 （決定の変更）</p> <p><u>第8条 事業決定者がその内容を変更しようとするときは、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更申請書を市長に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、<u>その内容を審査し、適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更決定通知書により、不適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更却下通知書により、当該事業決定者に通知するものとする</u>。 （決定の取消し）</p>	<p>体の法人において、必要最低限の実費負担を徴収することができる。</p> <p>2 II型の事業に要する<u>経費</u>は、<u>次のとおりとする</u>。ただし、入浴の提供を行ったときは1日につき400円を、送迎の提供を行ったときは片道につき540円を加算するものとし、食費等の実費負担については、別に徴収することができる。</p> <p>(1) サービス提供時間が4時間まで <u>1日につき2,870円</u></p> <p>(2) サービス提供時間が4時間を超え6時間まで <u>1日につき4,790円</u></p> <p>(3) サービス提供時間が6時間を超えるとき <u>1日につき6,230円</u></p> <p>3 II型を利用する者は、前項に掲げる<u>費用</u>の1割相当額を負担しなければならない。</p> <p>4 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申し出のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額から当該免除理由が消滅した日の属する月の末日までの負担額に限り、無料とすることができる</u>。</p> <p>5 <u>当該年度分</u>（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。）に属するII型を利用する者又は保護者が第3項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申し出のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とすることができる</u>。</p> <p>6及び7 略 （決定の変更）</p> <p><u>第9条 利用の決定を受けた者がその内容を変更しようとするときは、障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更申請書を市長に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき、<u>変更の可否を決定し、適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更決定通知書により、不適当と認めるときは障がい者（児）地域活動支援センター事業（II型）利用変更却下通知書により、申請者に通知するものとする</u>。 （決定の取消し）</p>

改 正 後	改 正 前																					
<p><u>第9条</u> 市長は、事業決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第4条<u>第1項</u>各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>別表（第7条関係） 区分別費用額（1日につき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業提供時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間以下</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超え4時間以下</td> <td style="text-align: center;">2,870円</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超え6時間以下</td> <td style="text-align: center;">4,790円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>6時間を超え8時間以下</td> <td style="text-align: center;">6,230円</td> <td style="text-align: center;">3,200円</td> </tr> <tr> <td>8時間を超えるとき</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	B	C	事業提供時間			2時間以下	1,400円	800円	2時間を超え4時間以下	2,870円	1,600円	4時間を超え6時間以下	4,790円	2,400円	6時間を超え8時間以下	6,230円	3,200円	8時間を超えるとき	7,000円	4,000円	<p><u>第10条</u> 市長は、利用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p><u>(6) その他市長が不相当と認めたとき。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>
区分	B	C																				
事業提供時間																						
2時間以下	1,400円	800円																				
2時間を超え4時間以下	2,870円	1,600円																				
4時間を超え6時間以下	4,790円	2,400円																				
6時間を超え8時間以下	6,230円	3,200円																				
8時間を超えるとき	7,000円	4,000円																				

附 則  
この告示は、令和4年7月1日から施行する。